

件名	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号）に基づく施設の設置又は変更計画の概要（協定書第 3 条で定める事前了解の対象となるものを除く）
通報日	平成 21 年 8 月 6 日
概要	<p>柏崎刈羽原子力発電所において、以下 3 件について原子炉施設の変更を計画しました。</p> <p>1. 1 号炉の低電導度廃液系クラッド除去装置の廃止  （変更申請の概要）  柏崎刈羽原子力発電所 1 号機における低電導度廃液系の廃液処理は、クラッド除去装置、ろ過器（ろ過装置）の直列構成でろ過処理を行っている。  一方、2 号機以降のプラントではろ過装置単独の設置としており、安定した処理運転実績が確認されている。  今回の変更申請では、ろ過器単独での処理が可能なシステムとすることにより、運転・保守対応の負担を軽減するためのクラッド除去装置を撤去する。</p> <p>2. 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号及び 7 号炉の固体廃棄物処理系の固化装置の変更  （変更申請の概要）  柏崎刈羽原子力発電所で発生する濃縮廃液の処理については、各号機の濃縮廃液タンクに貯蔵し、放射能を減衰させた後、固化材（プラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管することとしており、当所にはプラスチック固化設備を 1 号機、2 号機（2～4 号機共用）及び 5 号機（5～7 号機共有）に 3 基設置している。いずれの固化設備もプラント運転開始以降の濃縮廃液発生量が少なかったことから未稼働となっていた。  プラスチック固化設備の起動に際しては、大規模な点検・取替え・試運転等の実施が必要であり、また、プラスチック固化体は廃棄事業者の廃棄施設の受入制限を受けるが、セメント固化体にはこうした制約がなく、濃縮廃液性状に大きく左右されずに安定した固化処理が可能である。  今回の変更申請では、固化方式をプラスチック固化からセメント固化に変更する。  なお、濃縮廃液発生量が少ないことから、1 号機の固化設備は廃止し、2 号機と共用化する。</p> <p>3. 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号及び 7 号炉の雑固体廃棄物の処理方法への固型化処理の追加  （変更申請の概要）  柏崎刈羽原子力発電所で発生する固体廃棄物のうち不燃性雑固体廃棄物の処理については、現状は圧縮可能なものは圧縮減容し、ドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している。  この雑固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するためには、関係法令に定められている技術基準に従いドラム缶に固型化する必要がある。  今回の変更申請では、現状の処理方法に加え、固型化材（モルタル）充填してドラム缶内に固型化する処理を採用する。</p>